

医療扶助オンライン資格確認を導入
されている医療機関・薬局の方へ

指定医療機関・薬局 各位

令和7年1月17日
姫路市生活援護室

紙の医療券・調剤券の廃止について（取扱いの変更）

平素より、本市の生活保護行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、医療扶助オンライン資格確認システムを導入されている医療機関及び薬局（医療機関等）に関して、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）の利用申込みをしている生活保護受給者については、令和6年12月から紙の医療券・調剤券（医療券等）を廃止しているところです。

一方、マイナ保険証の利用申込みをしていない生活保護受給者については、オンラインで資格を確認できるにもかかわらず、紙の医療券等も重ねて発行していたため、取扱いが煩雑になるとのご意見をいただいております。

このため、令和7年1月29日発行分から、下記のとおり取り扱いを変更します。度々の変更となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 令和7年1月29日以降の取扱い

医療扶助オンライン資格確認システムを導入されている医療機関等においては、生活保護受給者がマイナ保険証の利用申込みを行っているか否かにかかわらず、紙の医療券等を廃止し、オンラインでの資格確認に一本化します。

※ただし、生活保護の申請直後等で福祉事務所において資格情報を登録できていない場合、または、生活保護受給者の特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない等の場合は、紙の医療券等を発行しますので、紙で確認してください。

2 問い合わせ先

姫路市 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2100（直通）

**裏面に、全医療機関等を対象にした、「よくある質問」を掲載しています
ので、ご確認ください。**

裏面へ

よくある質問

Q 1 オンラインで資格確認ができるのはどのような場合ですか？

A 1 医療機関等が、医療扶助オンライン資格確認システムを導入している場合です。

ただし、医療保険オンライン資格確認システムの導入だけでは不十分で、医療扶助オンライン資格確認システムの導入も必要です。詳しくは、オンライン資格確認システム導入業者に相談してください。

Q 2 紙の医療券等が発行されるのはどのような場合ですか？

A 2 原則として、医療機関等が医療扶助オンライン資格確認システムを導入していない場合です。

ただし、生活保護の申請直後等で福祉事務所にて資格情報を登録できていない場合、または、生活保護受給者の特別の事情によりオンラインでの資格確認が行えない等の場合は、紙の医療券等を発行します。

Q 3 紙の医療券が発行される場合とオンラインで資格確認を行う場合を教えてください。

A 3 次の表のとおりです。(令和7年1月29日以降)

医療機関の状況 生活保護受給者の状況	医療機関等が <u>医療扶助</u> オンライン資格確認を導入済		医療機関等が <u>医療扶助</u> オンライン資格確認を未導入	
	紙	オンライン	紙	オンライン
マイナンバーカードを取得し、マイナ保険証の利用申込みが完了している	×	○	○	×
マイナンバーカードを取得していない、または、マイナ保険証の利用申込みが完了していない	×	○	○	×

Q 4 紙の医療券等の廃止後、どのように資格確認を行えばよいですか？

A 4 マイナンバーカード、受給者番号による照会、または、医療機関コードによる一括取得にて資格確認を行ってください。なお、システムの使い方については、各医療機関のシステム導入業者に確認してください。

医療扶助オンライン資格確認を未導入の場合は、従来どおり紙の医療券等にて資格確認を行ってください。導入することで、オンラインでの迅速な資格確認ができるようになりますので、ぜひご検討ください。

Q 5 医療券受領書（兼連絡票）が入っていませんが、翌月の医療券の要・不要の連絡はどうすれば良いですか。

A 5 翌月の医療券の要・不要の連絡は必要ありません。医療券は原則6か月間（一般の入院は3か月間）設定しますので、その間医療券は継続して発行されます。それ以降の継続の要否については、医療要否意見書で連絡してください。

その他、姫路市ウェブサイトにてQ&Aを掲載していますので、ご確認ください。

ウェブサイト <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000026767.html>